

【学校教育目標】「夢・志の実現」  
 ・自ら学ぶ生徒 ・心豊かな生徒・たくましい生徒

## いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

## 学校基本方針

- 本校は、多くの可能性を持った生徒がおり多面的、柔軟的な指導、対応が求められている。
- 理想の生徒像の具現化に向け、学校への期待や関心が高く、「地域の学校」という意識を持っている地域や保護者への協力を求めている。
- 家庭の教育力が二極化しているため、基本的生活習慣の定着に向けた躰の方法など親の学習を同時に進めていく。
- 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行する。
- いじめ防止等対策委員会（法22条に基づく組織）を、設立し、学校基本方針に定めた取組等を実行する。
- 未然防止の取組は、全教育活動によって、全教職員が積極的に実践する。
- 未然防止のために、いじめに関するアンケート調査（無記名）や学級アセスメント調査等を年間を通じて実施する。
- 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、基本方針を見直す。
- 深谷市におけるいじめ撲滅強調月間である9月に、生徒を主体とした取組を実践する。
- 重大事態への対処については、深谷市基本方針に従ったシミュレーションにより迅速な対応をする。
- 個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかを明確にした取組を行う。

## いじめ防止等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・さわやか相談員・PTA会長・学校福祉相談員

①年間計画の作成 ②取組評価アンケートの実施 ③検証と見直し（PDCAサイクル）④事案判断 ⑤事案対応策検討

## いじめ防止のための取り組み

### 目標

「安心・安全な環境と生徒の居場所づくり」・学習規律の徹底 ・わかる授業づくり ・居場所づくり

### 取組

全教科（学習規律の徹底）（わかる授業の取り組み）  
 道徳授業（判断・実践力の育成）ソーシャルスキルを高め言語環境を整える  
 特別活動 学級活動（居場所づくり）（集団での存続感）生徒会活動（自浄力の育成）  
 総合的な学習の時間（体験活動の充実）進路指導（夢・志の実現）  
 部活動（自浄力の育成）  
 教育相談体制の充実 定期的なアンケートの実施 定期的・タイムリーな面談

## いじめが認知されたときの対応

- 特定の教員で抱え込まず、学校いじめ防止等対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。また、指導の結果を教育委員会に報告する。
- 被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- 加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- 生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。

重大事態への対処 ○生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合  
 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合  
 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。